

令和2年度 社会福祉法人一般監査 指摘件数一覧

(単位:件)

運営事業・項目別		主たる運営事業の種別								合計		
		社会福祉関係 社会福祉法人		老人福祉関係 社会福祉法人		障がい福祉関係 社会福祉法人		児童福祉関係 社会福祉法人				
項目	指摘区分	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	
		I 法人運営	- 法人運営共通	0	0	0	0	-	-	0	0	0
1 定款	0		0	0	0	-	-	2	1	2	1	
2 内部管理体制	0		0	0	0	-	-	0	0	0	0	
3 評議員・評議員会												
	(1) 評議員の選任		0	0	0	0	-	-	2	3	2	3
	(2) 評議員会の招集・運営		0	1	2	1	-	-	7	14	9	16
	小計		0	1	2	1	-	-	9	17	11	19
4 理事												
	(1) 定数		0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	(2) 選任及び解任		0	0	0	0	-	-	1	1	1	1
	(3) 適格性		0	1	0	0	-	-	0	3	0	4
	(4) 理事長		0	0	0	0	-	-	1	0	1	0
	小計		0	1	0	0	-	-	2	4	2	5
5 監事												
	(1) 定数		0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	(2) 選任及び解任		0	0	0	0	-	-	0	2	0	2
	(3) 職務・義務		0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	-	-	0	2	0	2
6 理事会												
	(1) 審議状況	0	0	2	0	-	-	2	2	4	2	
	(2) 記録	0	0	1	1	-	-	4	7	5	8	
	(3) 債権債務の状況	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	
	小計	0	0	3	1	-	-	6	9	9	10	
7 会計監査人		0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬												
	(1) 報酬	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	
	(2) 報酬等支給基準	0	0	1	0	-	-	0	1	1	1	
	(3) 報酬の支給	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	
	(4) 報酬等の総額の公表	0	0	1	0	-	-	0	3	1	3	
	小計	0	0	2	0	-	-	0	4	2	4	
II 事業	1 事業一般	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	
	2 社会福祉事業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	
	3 公益事業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	
	4 収益事業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	

(単位:件)

運営事業・項目別		主たる運営事業の種別								合計	
		社会福祉 関係 社会福祉法人		老人福祉 関係 社会福祉法人		障がい福祉 関係 社会福祉法人		保育所・児童 関係 社会福祉法人			
項目	指摘区分	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
		1	人事管理	0	0	0	0	-	-	1	0
2	資産管理										
	(1) 基本財産	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	(2) 基本財産以外の財産	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	(3) 株式保有	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	(4) 不動産の借用	0	0	0	0	-	-	0	2	0	2
	小計	0	0	0	0	-	-	0	2	0	2
3	会計管理										
	(1) 会計の原則	0	0	2	0	-	-	0	0	2	0
	(2) 規程・体制	1	0	2	0	-	-	1	7	4	7
	(3) 会計処理	0	0	0	1	-	-	2	9	2	10
	(4) 会計帳簿	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	(5) 附属明細書等	2	2	1	2	-	-	4	18	7	22
	小計	3	2	5	3	-	-	7	34	15	39
4	その他										
	(1) 特別の利益供与の禁止	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	(2) 社会福祉充実計画	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0
	(3) 情報の公表	0	0	0	0	-	-	0	1	0	1
	(4) その他	0	0	0	0	-	-	1	5	1	5
	小計	0	0	0	0	-	-	1	6	1	6
合計		3	4	12	5	-	-	28	79	43	88

# 令和2年度 社会福祉法人一般監査 指摘内容一覧

## 根拠法令等の凡例

- 法 :社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 令 :社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
- 規則 :社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- ガイドライン :「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」
- 認可通知 :「社会福祉法人の認可について(通知)」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省・老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）
- 審査基準 :認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」
- 定款例 :認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
- 審査要領 :「社会福祉法人の認可について(通知)」（平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」
- 会計省令 :社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）
- 運用上の取扱い :「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省・雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
- 留意事項 :「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）
- 平成28年改正法 :社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）
- 平成28年改正政令 :社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）
- 一般法人法 :一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

## 1. 文書指摘

(単位:件)

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数	
I 法人 運営	1 定款	定款の規定と実態が相違していますので、次の事項について、定款を変更するとともに、社会福祉法第45条の36に基づき、所轄庁の認可を受けてください。 ・社会福祉事業 (児童館の運営についての記載が漏れていることが確認されました。) ・基本財産 (学童舎について、用途が変更されていることが確認されました。)	・ガイドライン I 1-1 ・法第45条の36第2項及び第3項 ・規則第3条 ・法人定款	2
	3(1) 評議員の選任	評議員(任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された場合を除く)の任期について、貴法人の定款のとおり「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」としてください。 (選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとして選任している事例が確認されました。)	・ガイドライン I 3(1)1 ・法人定款	1
		評議員会には、民主的で適正な法人・事業運営を図る重要な責務がありますので、欠席者の解消に努めてください。	・ガイドライン I 3(1)2 ・審査基準第3-1(3)	1

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数
I 法人運営  3(2) 評議員会の招集・運営	<p>評議員会の招集通知に記載しなければならない次の事項を理事会で決議し、評議員会の招集通知に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会の日時及び場所</li> <li>・評議員会の目的である事項がある場合は当該事項</li> <li>・評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨)</li> </ul> <p>(理事会でこれらの決議がされていないことが確認されました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 3(2)1及び I 6(1)2</li> <li>・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項</li> <li>・規則第2条の12</li> </ul>	3
	<p>評議員会の招集通知は、招集通知に記載しなければならない事項を理事会で決議後、期限(評議員会の1週間前(中7日)まで。これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間。)までに発出してください。</p> <p>(招集通知に記載しなければならない事項を理事会で決議する前に、招集通知を発出している事例が確認されました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 3(2)1</li> <li>・法第45条の14第4項及び法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第1項</li> </ul>	1
	<p>評議員会の招集通知を省略する場合には、評議員全員の同意を得たことが確認できる書類等を整備してください。</p> <p>(評議員全員の同意を得たことが確認できませんでした。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 3(2)1</li> <li>・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条</li> </ul>	1
	<p>評議員会の決議に際し、特別の利害関係を有する評議員の有無を確認してください。なお、確認したことがわかるよう記録を残してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 3(2)2</li> <li>・法第45条の9第6項から第8項まで</li> </ul>	1
	<p>評議員会の決議を省略する場合には、理事が提案した評議員会の目的である事項について、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を整備してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 3(2)2</li> <li>・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項</li> </ul>	1
	<p>一部の評議員会について議事録が作成されていなかったので、議事録を整備し、法人の事務所に法定の期間備え置いてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 3(2)3</li> <li>・法第45条の11第1項から第3項まで</li> <li>・規則第2条の15</li> </ul>	1
	<p>評議員会の決議があったものとみなされた(評議員会の決議の省略が行われた)場合は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容</li> <li>・評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案をした者の氏名</li> <li>・評議員会の決議があったものとみなされた日</li> <li>・議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 3(2)3</li> <li>・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項及び法第45条の11第1項</li> <li>・規則第2条の15第4項第1号</li> </ul>	1
4(2) 理事の選任及び解任	<p>理事は、評議員会の決議により選任してください。</p> <p>(理事1名について、評議員会で選任決議が行われていないことが確認されました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 4(2)1</li> <li>・法第43条第1項</li> </ul>	1
4(4) 理事長	<p>業務執行理事は、理事会の決議により選定してください。</p> <p>(理事の改選後に、業務執行理事の選定が行われていなかったので、議事録を整備し、法人の事務所に法定の期間備え置いてください。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 4(4)1</li> <li>・法第45条の16第2項第2号</li> <li>・法人定款</li> </ul>	1
6(1) 理事会の審議状況	<p>理事会の決議に際し、特別の利害関係を有する理事の有無を確認してください。なお、確認したことがわかるよう記録を残してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 6(1)2</li> <li>・法第45条の14第4項及び第5項</li> </ul>	2
	<p>理事会の権限を理事に委任する際には、その責任の所在を明らかにするため、理事会の決定において委任する範囲を明確にしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 6(1)3</li> <li>・法第45条の13第4項</li> <li>・法人定款</li> </ul>	2
6(2) 理事会の記録	<p>一部の理事会の議事録が作成されていなかったので、議事録を整備し、法人の事務所に法定の期間備え置いてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 6(2)1</li> <li>・法第45条の14第6項から第8項まで及び第45条の15第1項</li> <li>・規則第2条の17第1項から第3項まで</li> </ul>	1
	<p>理事会の議事録は、厚生労働省令で定めるところにより作成してください。</p> <p>(理事会で報告したと説明のあった以下の事項に係る、「理事会の議事の経過の要領及びその結果」の記載漏れが確認されました。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長の職務執行状況の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 6(2)1</li> <li>・法第45条の14第6項</li> <li>・規則第2条の17第3項第3号</li> </ul>	2

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数	
I 法人運営	6(2) 理事会の記録	理事会の決議があったものとみなされた(理事会の決議の省略が行われた)場合は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成してください。 ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 ・理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事の氏名 ・理事会の決議があったものとみなされた日 ・議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名	・ガイドライン I 6(2)1 ・法第45条の14第6項及び法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条 ・規則第2条の17第4項第1号	1
		理事会の議事録には、貴法人の定款に定める者の記名押印を受けてください。 (定款では、「出席した理事長及び監事」が記名押印すると規定されているところ、出席した監事2名の内1名の記名押印がされていない事例がありました。)	・ガイドライン I 6(2)1 ・法第45条の14第6項 ・法人定款	1
	8(2) 報酬等支給基準	評議員に対する報酬等について、定款で定めた報酬等の額と報酬等の支給基準の整合を図ってください。 (定款では無報酬としていますが、報酬等の支給基準に報酬額が規定されていました。)	・ガイドライン I 8(2)1 ・法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条 ・規則第2条の42	1
	8(4) 報酬等の総額の公表	現況報告書により公表する報酬等の総額は、前会計年度に支出した実績額としてください。 (令和2年4月1日現在の現況報告書において、「理事全員の報酬等の総額」及び「監事全員の報酬等の総額」の記載が誤っていました。)	・ガイドライン I 8(4)1 ・法第59条の2第1項第3号 ・規則第2条の41及び第10条 ・社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について(H29.3.29雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号)別紙1 記載要領【個別事項】3(3-12)及び4(3-6)	1
III 管理	1 人事管理	重要な役割を担う職員の選任については、貴法人の定款の規定に基づき理事会の決議を経て行ってください。 (施設長(園長)の選任が理事会によって行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン III 1-1 ・法第45条の13第4項第3号 ・法人定款	1
	3(1) 会計の原則	基本財産は、貸借対照表の資産の部において、固定資産に属する基本財産として適切に表示してください。(定款及び財産目録において基本財産としている資産について、基本財産としての計上がされていませんでした。)	・ガイドライン III 3(1) ・留意事項別添3-3	1
		基本金への組入れは、事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行ってください。	・ガイドライン III 3(1) ・会計省令第6条第1項 ・運用上の取扱い11 ・留意事項14	1
	3(2) 規程・体制	経理規程に不備がありましたので、所要の措置を講じてください。 (予算について、定款では「理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない」とされていますが、経理規程では、「理事長が編成し、理事会の承認を得て確定する」となっていました。)	・ガイドライン III 3(2)1 ・留意事項1(4) ・法人定款 ・法人経理規程	1
		経理規程が定款に定める手続(理事会において定めると規定)により作成(変更)されていませんでしたので、必要な対応を図ってください。	・ガイドライン III 3(2)1 ・留意事項1(4) ・法人定款	1
会計処理を行うに当たっては、貴法人の経理規程等に基づき、必要な事務処理を行ってください。 (次に掲げる会計処理について、経理規程に基づいていないことが確認されました。 ・会計伝票 ・収納した金銭の保管期限 ・小口現金の管理 ・月次報告 等 )		・ガイドライン III 3(2)1 ・留意事項1(4) ・法人経理規程	2	
3(3) 会計処理	予算の執行に当たって、変更を加えるときは、貴法人の定款等に定める手続を経てください。 (定款及び経理規程で、理事長が作成し理事会の承認を得ると規定していますが、理事会の承認を得ていない事例が確認されました。)	・ガイドライン III 3(3)3 ・留意事項2(2) ・法人定款 ・法人経理規程	1	

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数	
Ⅲ 管理	3(3) 会計処理	次に掲げる計算書類は会計省令において定められている様式に従って作成してください。 【法人全体で作成】 ・法人単位資金収支計算書 ・法人単位事業活動計算書	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・会計省令第17条及び第1号第1様式 ・会計省令第23条及び第2号第1様式	1
	3(5) 附属明細書等	次に掲げる、法人が作成すべき附属明細書を作成してください。 【法人全体で作成】 ・寄附金収益明細書 【拠点区分で作成】 ・基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書 ・就労支援事業製造原価明細書 ・就労支援事業販管費明細書 ・就労支援事業明細書(就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書の作成が困難な場合)	・ガイドラインⅢ3(5)2 ・会計省令第30条 ・運用上の取扱い25並びに別紙3(②)、(⑧)、(⑩)、(⑰)及び(⑱)	2
		計算書類と附属明細書の金額が一致すべきところ、次のとおり一致していないものがありましたので、原因を究明し、所要の措置を講じてください。 【令和元年度決算】 ・事業活動計算書の「国庫補助金等特別積立金取崩額」及び貸借対照表の「国庫補助金等特別積立金」と「国庫補助金等特別積立金明細書」の額 ・「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」における「当期減少額」が事業活動計算書の「固定資産売却損・処分損」額と不整合。 ・積立金・積立資産明細書(拠点区分)の「保育所施設整備積立金」及び「保育所施設設備積立資産」の額が貸借対照表と不整合。	・ガイドラインⅢ3(5)2 ・会計省令第30条 ・運用上の取扱い25並びに別紙3(⑦)、(⑧)及び(⑫)	3
		計算書類の附属明細書について、次のとおり誤りが見受けられたので、改善してください。 【令和元年度決算】 ・「借入金明細書」において、勘定科目ごとに行作成している ・「寄附金収益明細書」における寄付者の属性の内容 ・補助金事業等収益明細書について、「交付金額」及び「補助金事業に係る利用者からの収益」の和が「交付金額等合計」と不整合。 ・「国庫補助金等特別積立金明細書」の当期積立額欄及び当期取崩額欄の積立及び取崩しの事由の記載漏れ	・ガイドラインⅢ3(5)2 ・運用上の取扱い25及び別紙3(①)、(②)、(③)及び(⑦)	2
	4(4) その他	法人の登記事項(資産の総額を除く)について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしてください。 (代表権を有する者の氏名、住所及び資格の変更登記が、令和元年度の重任について行われていませんでした。)	・ガイドラインⅢ 4(4)3 ・法第29条 ・組合等登記令(S39年政令第29号)第3条第1項	1
		合 計	43	

## 2. 口頭指摘

(単位:件)

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数	
Ⅰ 法人運営	1 定款	公表する定款は、直近のものとしてください。 (財務諸表等電子開示システムにより公表されている定款の一部が、所轄庁の認可を受けた直近のものとは異なっていることが確認されました。)	・ガイドラインⅠ 1-3 ・法第59条の2第1項第1号 ・規則第10条第1項	1
	3(1) 評議員の選任	評議員選任解任委員会の議事録が未作成でしたので、整備してください。	・ガイドラインⅠ 3(1)1 ・法第39条 ・法人定款	2
		評議員会には、民主的で適正な法人・事業運営を図る重要な責務がありますので、欠席者の解消に努めてください。	・ガイドラインⅠ 3(1)2 ・審査基準第3-1(3)	1

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数
I 法人運営	評議員会の招集通知は、招集通知に記載しなければならない事項を理事会で決議後、期限(評議員会の1週間前(中7日)まで。これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間。)までに発出してください。 (招集通知に記載しなければならない事項を理事会で決議する前に、招集通知を発出している事例が確認されました。)	・ガイドライン I 3(2)1 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第1項	1
	計算書類等(計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告)は、理事会の承認を受けた上で、定時評議員会の2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置いてください。このため、計算書類等の承認に係る理事会と定時評議員会の開催日は2週間(中14日間)以上の間隔を確保してください。 (平成30年度決算に係る理事会と定時評議員会の開催日が中14日間未満となっていました。)	・ガイドライン I 3(2)1 ・法第45条の28第1項及び第3項並びに第45条の32第1項	5
	評議員会の決議に際し、特別の利害関係を有する評議員の有無を確認してください。なお、確認したことがわかるよう記録を残してください。	・ガイドライン I 3(2)2 ・法第45条の9第6項から第8項まで	4
	評議員会の決議において、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、貴法人の定款の規定どおりに決議してください。 (貴法人の定款には、各候補者ごとに同条第1項の決議を行わなければならないと規定されていますが、同議案の実際の決議では、候補者一括での決議となっていました。)	・ガイドライン I 1-1及び I 3(2)2 ・法人定款	1
	評議員会の決議があったものとみなされた(評議員会の決議の省略が行われた)場合は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成してください。 ・評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容 ・評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案をした者の氏名 ・評議員会の決議があったものとみなされた日 ・議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 (必要事項の記載漏れ又は記載誤りが確認されました。)	・ガイドライン I 3(2)3 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項及び法第45条の11第1項 ・規則第2条の15第4項第1号	3
	評議員会の議事録には、貴法人の定款に定める者の署名を受けてください。 (定款では、「議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する」と規定されているところ、理事長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印している事例がありました。)	・ガイドライン I 3(2)3 ・法人定款	1
	評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いてください。(一部の評議員の同意の文書が確認出来ませんでした。)	・ガイドライン I 3(2)2 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条	1
4(2) 理事の選任及び解任	法人と理事との関係は、委任に関する規定に従うこととされていることから、理事について、就任承諾書等により就任の意思表示の確認を行ってください。(一部の理事について、就任承諾書等による就任の意思表示の確認を行っていないことが確認されました。)	・ガイドライン I 4(2)1 ・法第38条	1
4(3) 理事の適格性	理事会には、法人の意思を決定する重要な責務がありますので、欠席者の解消に努めてください。	・ガイドライン I 4(3)1 ・審査基準第3-1(3)	4
5(2) 監事の選任及び解任	監事は「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として、それぞれ評議員会の決議等適正な手続きにより選任してください。 (監事のうちに各要件を満たす方が含まれているとのことですが、評議員会での選任決議において、「社会福祉事業について識見を有する者」又は「財務管理について識見を有する者」としての選任が行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン I 5(2)3 ・法第44条第5項	2
6(1) 理事会の審議状況	理事会の決議に際し、特別の利害関係を有する理事の有無を確認してください。なお、確認したことがわかるよう記録を残してください。	・ガイドライン I 6(1)2 ・法第45条の14第4項及び第5項	2

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数
I 法人運営	<p>理事会の議事録は、厚生労働省令で定めるところにより作成してください。 (理事会で決議したと説明のあった以下の事項に係る「理事会の議事の経過の要領及びその結果」の記載漏れが確認されました。 ・評議員会の招集通知に記載しなければならない事項(日にちのみ記載あり) ・業務執行理事の選定 ) (理事会で決議したと説明のあった評議員会の招集通知に記載する事項について、開催時間と会場を記載していない事例が確認されました。 ) (理事会が開催された時間を記載していない事例が確認されました。 )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 6(2)1</li> <li>・法第45条の14第6項</li> <li>・規則第2条の17第3項</li> </ul>	3
	<p>理事会の決議があったものとみなされた(理事会の決議の省略が行われた)場合は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成してください。 ・理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 ・理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事の氏名 ・理事会の決議があったものとみなされた日 ・議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 (必要事項の記載漏れが確認されました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 6(2)1</li> <li>・法第45条の14第6項及び法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条</li> <li>・規則第2条の17第4項第1号</li> </ul>	2
	<p>理事会の議事録には、法人の定款に定める者の記名押印を受けてください。 (定款では、「出席した理事長及び監事」が記名押印すると規定されているところ、出席した理事長及び理事2名が記名押印している事例がありました。) (定款では、「出席した理事及び監事」が署名すると規定されているところ、出席した理事2名と監事1名のみが署名している事例が確認されました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 6(2)1</li> <li>・法第45条の14第6項</li> <li>・法人定款</li> </ul>	3
	<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準をインターネットの利用により公表してください。 (退任慰労金を規定した役員等慶弔規程が、財務諸表等電子開示システムの最新情報に掲載されていませんでした。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 8(2)1及びIII 4(3)1</li> <li>・法第59条の2第1項第2号</li> <li>・規則第10条第1項</li> </ul>	1
	<p>現況報告書により公表する報酬等の総額は、前会計年度に支出した実績額としてください。 (令和2年4月1日現在の現況報告書において、「評議員全員の報酬等の総額」、「理事全員の報酬等の総額」及び「監事全員の報酬等の総額」の記載が誤っていました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン I 8(4)1</li> <li>・法第59条の2第1項第3号</li> <li>・規則第2条の41及び第10条</li> <li>・社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について(H29.3.29雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号)別紙1 記載要領【個別事項】2(3-6)及び3(3-12)</li> </ul>	3
III 管理	<p>2(4) 不動産の借用</p> <p>国又は地方公共団体以外の者から借用している社会福祉事業の用に供する土地について、契約を締結し、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記を適正に行ってください。 (園敷地の一部の借用について、契約の締結及び利用権の登記がされていませんでした。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン III 2(4)1</li> <li>・審査基準第2の1の(1)</li> </ul>	2
	<p>3(2) 規程・体制</p> <p>経理規程に不備がありましたので、所要の措置を講じてください。 (・「別表1のとおり」、「別添1のとおり」とありますが、別表1、別添1の記載がありませんでした。 ・「拠点区分」又は「サービス区分」を「経理区分」と誤表記していました。 ・「下記とする」とありますが、下記にその内容の記載がありませんでした。また、「計算書類」と表記するところが「財務諸表」となっていました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン III 3(2)1</li> <li>・留意事項1(4)</li> <li>・法人経理規程</li> </ul>	3



指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数	
Ⅲ 管理	3(2) 規程・体制	<p>会計処理を行うに当たっては、法人の経理規程等に基づき、必要な事務処理を行ってください。 (次に掲げる会計処理について、経理規程に基づいていないことが確認されました。 ・会計伝票 ・月次報告 ・減価償却 ・退職給付引当金 等 )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(2)1</li> <li>・留意事項1(4)</li> <li>・法人経理規程</li> </ul>	4
	3(3) 会計処理	借入金に関して、決算日の翌日から起算して1年以内に支払期限が到来するものは流動負債としてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(3)2</li> <li>・運用上の取扱い6</li> </ul>	1
		社会福祉法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととされています。資金収支予算書を定款等に定める手続により作成してください。(令和元年度予算が編成されていないことが確認されました。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(3)3</li> <li>・留意事項2(1)及び(2)</li> </ul>	1
		予算の執行に当たって、変更を加えるときは、貴法人の定款等に定める手続を経てください。 (定款及び経理規程で、理事長が作成し理事会の承認を得ると規定していますが、理事会の承認を得ていない事例が確認されました。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(3)3</li> <li>・留意事項2(2)</li> <li>・法人定款</li> <li>・法人経理規程</li> </ul>	3
		収益及び費用は適切な会計期間に適切な形で計上してください。次のとおり不備が確認されました。 【令和元年度決算】 ・放課後児童クラブに係る預金利息の計上漏れ ・放課後児童クラブに係る決算時未払額の処理誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(3)3</li> <li>・会計省令第1条第2項、第2条第4号</li> <li>・運用上の取扱い1</li> </ul>	1
		経常経費に対する寄附物品は、取得時の時価により、経常経費寄附収入及び経常経費寄附金収益に計上してください。ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではありません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(3)3</li> <li>・留意事項9(2)</li> </ul>	1
		施設及び設備の整備のために受領した補助金等は、事業活動計算書において、特別収益に計上してください。 (令和元年度受領の補助金(IT導入補助金)について、サービス活動増減の部に計上されていました。) また、資金収支計算書において、施設整備等による収入に計上してください。 (令和元年度受領の補助金(IT導入補助金)について、事業活動による収入に計上されていました。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(3)3</li> <li>・会計省令第6条第2項</li> <li>・運用上の取扱い10</li> <li>・留意事項15</li> </ul>	1
		その他の積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付して、同額の積立資産を積み立ててください。 (法人単位貸借対照表において、積立ての目的を示す名称が表示されていませんでした。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(3)3</li> <li>・運用上の取扱い19</li> <li>・留意事項19</li> </ul>	1
	貸借対照表の資産の部に記載する積立資産(中区分の勘定科目)については、その目的を示す名称を付し、対応する積立金と同額を積み立ててください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(3)3</li> <li>・会計省令第6条第3項</li> <li>・運用上の取扱い19</li> <li>・留意事項別添3-3</li> </ul>	1	
	3(5) 附属明細書等	<p>計算書類の注記について、注記すべき事項を記載してください。 ・重要な会計方針における引当金の計上基準 ・法人が作成する計算書類の作成を省略する旨 ・計算書類の作成を省略する場合は、注記(法人全体用)にその旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)1</li> <li>・会計省令第7条の2及び第29条</li> <li>・運用上の取扱い24並びに別紙1及び2</li> <li>・留意事項7</li> </ul>	2

指摘項目	指摘事項	根拠法令等	件数
Ⅲ 管理	<p>計算書類に対する注記について、次の記載事項に誤りが見受けられたので、改善してください。</p> <p>【令和元年度決算】 【法人全体用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」欄に無形固定資産が含まれている。</li> <li>・「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」表中、器具及び備品について、貸借対照表及び固定資産台帳の数値と不一致。</li> </ul> <p>【拠点区分用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「拠点が作成する計算書類とサービス区分」において、経理規程にて規定している作成する計算書類等と不一致。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)1</li> <li>・会計省令第29条</li> <li>・運用上の取扱い24並びに別紙1及び2</li> </ul>	4
	<p>計算書類の附属明細書について、次のとおり誤りが見受けられたので、改善してください。</p> <p>【令和元年度決算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金事業等収益明細書において、「補助金事業に係る利用者からの収益」額が「交付金額」欄に記載されている。</li> <li>・補助金事業等収益明細書の区分欄に誤りあり。(区分小計は、事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。)</li> <li>・基本金明細書において、当該年度に受け入れた寄附金で第3号基本金に相当する額が第1号基本金に計上されている。</li> <li>・国庫補助金等特別積立金明細書について、合計欄に記載漏れあり。</li> <li>・拠点区分用「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」のその他の固定資産(有形固定資産)欄に、「建設仮勘定」が計上されていない。</li> <li>・積立金・積立資産明細書における退職給付引当資産の計上に関して、退職給付引当金に対応する旨が明記されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)2</li> <li>・運用上の取扱い25並びに別紙3(③)、(⑥)、(⑦)、(⑧)及び(⑫)</li> </ul>	6
	<p>次に掲げる計算書類の附属明細書は、「運用上の取扱い」において定められている様式に従って作成してください。</p> <p>【法人全体で作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金収益明細書</li> </ul> <p>【拠点区分で作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点区分資金収支明細書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)2</li> <li>・会計省令第30条</li> <li>・運用上の取扱い25並びに別紙3(②)及び(⑩)</li> </ul>	1
	<p>財産目録は、社会・援護局長が定める様式としてください。(財務諸表等電子開示システムにより規定様式での届出を行っていますが、定時評議員会で承認された財産目録が旧様式となっていました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)3</li> <li>・会計省令第31条及び第34条</li> <li>・運用上の取扱い26及び別紙4</li> </ul>	1
	<p>財産目録について、次のとおり不備が確認されましたので、記載上の留意事項等に従い、適正に作成してください。</p> <p>(・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価格」欄と一致させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流動資産及び建物を除くその他の固定資産に関して、場所・物量等及び使用目的等の記載が漏れている。</li> <li>・建物についてのみ、取得年度を記載する。</li> <li>・車輛運搬具について、会社名と車種等を記載する。</li> <li>・現金預金の小計額が貸借対照表と不一致。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)3</li> <li>・会計省令第31条及び第34条</li> <li>・運用上の取扱い26及び別紙4</li> </ul>	7
	<p>財産目録は、法人単位貸借対照表と整合させてください。(貸借対照表の勘定科目と一致していないものがありました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ3(5)3</li> <li>・会計省令第31条及び第33条</li> <li>・運用上の取扱い26及び別紙4</li> </ul>	1
	<p>公表されている計算書類に誤りがありましたので、所要の措置を講じてください。</p> <p>(財務諸表等電子開示システムで公表されている平成30年度貸借対照表において、「基本金」及び「国庫補助金等特別積立金」の額が、評議員会で承認を受けたものと異なっていることが確認されました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインⅢ4(3)1</li> <li>・法第59条の2第1項第3号</li> <li>・規則第10条</li> </ul>	1

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数
Ⅲ 管理	4(4) その他	代表権を有する者の選任(重任)登記の遅れが見受けられたので、組合等登記令第3条第1項に基づき、変更後2週間以内に登記してください。	・ガイドラインⅢ4(4)3 ・法第29条 ・組合等登記令(昭和39年政令第29号)第3条第1項	3
		資産総額の変更登記の遅れが見受けられたので、組合等登記令第3条第3項に基づき、毎事業年度終了後3か月以内に登記してください。	・ガイドラインⅢ4(4)3 ・法第29条 ・組合等登記令(昭和39.3.23政令第29号)第3条第3項	1
		代表者印の管理について不備がありましたので、所要の措置を講じてください。 (印箱に入り、事務室内の非施錠場所に常時置かれている状態でした。)	・ガイドラインⅢ4(4)4	1
			合 計	88

※備考: 上記分類について、法人へ送付した結果と表記が異なる場合があります。